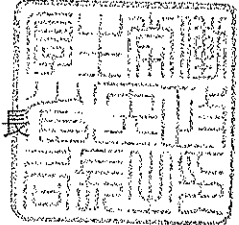


医政発第0829001号
平成20年8月29日

各
〔都道府県知事
政令市市長
特別区区長〕 殿

厚生労働省医政局長



医療機器等の滅菌消毒の業務及び患者等
の寝具類の洗濯の業務等について(改正)

標記については、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成5年2月15日健政発第98号厚生省健康政策局長通知。以下「平成5年局長通知」という。）により取り扱われているところであるが、今般、平成5年局長通知の一部を別添のとおり改正することとし、それらの概要は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、貴職から管下保健所設置市、医療機関及び関係団体等に対し周知方お願いします。

記

○ 改正の概要

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」が施行（平成20年5月12日施行）され、感染症の類型等として、新たに「新型インフルエンザ等感染症」が追加されたことに伴う改正を行う。

（参考資料「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律新旧対照表」参照）

◎医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成5年2月15日健政発第98号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>第一、第二（略）</p> <p>第三 業務委託に関する事項</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 医療機器等の滅菌消毒の業務（新省令第九条の九関係）</p> <p>（1）業務の範囲等に関する事項</p> <p>ア 業務の範囲（略）</p> <p>イ 委託できる医療機器又は繊維製品の範囲 病院、診療所若しくは助産所が滅菌消毒業務を委託 することができる医療機器又は繊維製品は、次に掲げ るもの以外のものとする。</p> <p>① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関 する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項 から第七項までに規定する感染症の病原体により汚 染された医療機器又は繊維製品（汚染されたおそれ のある医療機器又は繊維製品を含む。）であつて、 医療機関において、同法第二十九条の規定に基づい て定められた方法による消毒が行われていないもの ただし、医療機関において滅菌消毒業務を行う場 合であつて、運搬専用の密閉性、防水性及び耐貫通 性の容器による運搬体制及び防護服の着用等による 作業体制が確立されている場合は、同条の規定に基 づく消毒が行われていないものを委託することがで</p>	<p>第一、第二（略）</p> <p>第三 業務委託に関する事項</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 医療機器等の滅菌消毒の業務（新省令第九条の九関係）</p> <p>（1）業務の範囲等に関する事項</p> <p>ア 業務の範囲（略）</p> <p>イ 委託できる医療機器又は繊維製品の範囲 病院、診療所若しくは助産所が滅菌消毒業務を委託 することができる医療機器又は繊維製品は、次に掲げ るもの以外のものとする。</p> <p>① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関 する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項 から第六項までに規定する感染症の病原体により汚 染された医療機器又は繊維製品（汚染されたおそれ のある医療機器又は繊維製品を含む。）であつて、 医療機関において、同法第二十九条の規定に基づい て定められた方法による消毒が行われていないもの ただし、医療機関において滅菌消毒業務を行う場 合であつて、運搬専用の密閉性、防水性及び耐貫通 性の容器による運搬体制及び防護服の着用等による 作業体制が確立されている場合は、同条の規定に基 づく消毒が行われていないものを委託することがで</p>

きるものであること

② (略)

(2) (5) (略)

4 (7) (略)

8 患者等の寝具類の洗濯の業務 (新省令第九条の十四関係)

(1) 業務の範囲等に関する事項

ア 業務の範囲等 (略)

イ 委託できる寝具類の範囲

病院が洗濯を委託することができる寝具類は、次に掲げるもの以外のものとすること。

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの (汚染されているおそれのあるものを含む。) であって、病院において、同法第二十九条の規定に基づいて定められた方法による消毒が行われていないもの。

② (略)

以下 (略)

きるものであること

② (略)

(2) (5) (略)

4 (7) (略)

8 患者等の寝具類の洗濯の業務 (新省令第九条の十四関係)

(1) 業務の範囲等に関する事項

ア 業務の範囲等 (略)

イ 委託できる寝具類の範囲

病院が洗濯を委託することができる寝具類は、次に掲げるもの以外のものとすること。

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体により汚染されているもの (汚染されているおそれのあるものを含む。) であって、病院において、同法第二十九条の規定に基づいて定められた方法による消毒が行われていないもの。

② (略)

以下 (略)

(参考)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)
(第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章 総則(第一条―第八条)</p> <p>第二章 基本指針等(第九条―第十一条)</p> <p>第三章 感染症に関する情報の収集及び公表(第十二条―第十六条の二)</p> <p>第四章 健康診断、就業制限及び入院(第十七条―第二十六条の二)</p> <p>第五章 消毒その他の措置(第二十七条―第三十六条)</p> <p>第六章 医療(第三十七条―第四十四条)</p> <p>第七章 新型インフルエンザ等感染症(第四十四条の二―第四十四条の五)</p> <p>第八章 新感染症(第四十四条の六―第五十三条)</p> <p>第九章 結核(第五十三条の二―第五十三条の十五)</p> <p>第十章 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置(第五十四条―第五十六条の二)</p> <p>第十一章 特定病原体等</p> <p>第一節 一種病原体等(第五十六条の三―第五十六条の五)</p> <p>第二節 二種病原体等(第五十六条の六―第五十六条の十五)</p> <p>第三節 三種病原体等(第五十六条の十六・第五十六条の十七)</p> <p>第四節 所持者等の義務(第五十六条の十八―第五十六条の二十九)</p> <p>第五節 監督(第五十六条の三十一―第五十六条の三十八)</p> <p>第十二章 費用負担(第五十七条―第六十三条)</p> <p>第十三章 雑則(第六十三条の二―第六十六条)</p> <p>第十四章 罰則(第六十七条―第八十一条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章 総則(第一条―第八条)</p> <p>第二章 基本指針等(第九条―第十一条)</p> <p>第三章 感染症に関する情報の収集及び公表(第十二条―第十六条の二)</p> <p>第四章 健康診断、就業制限及び入院(第十七条―第二十六条の二)</p> <p>第五章 消毒その他の措置(第二十七条―第三十六条)</p> <p>第六章 医療(第三十七条―第四十四条)</p> <p>(新設)</p> <p>第七章 新感染症(第四十五条―第五十三条)</p> <p>第七章の二 結核(第五十三条の二―第五十三条の十五)</p> <p>第八章 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置(第五十四条―第五十六条の二)</p> <p>第八章の二 特定病原体等</p> <p>第一節 一種病原体等(第五十六条の三―第五十六条の五)</p> <p>第二節 二種病原体等(第五十六条の六―第五十六条の十五)</p> <p>第三節 三種病原体等(第五十六条の十六・第五十六条の十七)</p> <p>第四節 所持者等の義務(第五十六条の十八―第五十六条の二十九)</p> <p>第五節 監督(第五十六条の三十一―第五十六条の三十八)</p> <p>第九章 費用負担(第五十七条―第六十三条)</p> <p>第十章 雑則(第六十三条の二―第六十六条)</p> <p>第十一章 罰則(第六十七条―第八十一条)</p> <p>附則</p>

(定義)

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2 (略)

3 この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 四 (略)

五 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであつてその血清型がH5N1であるもの)に限る。第五項第七号において「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。

4 (略)

5 この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 六 (略)

七 鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)

八 十一 (略)

6 この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)

二 九 (略)

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなつたウイルスを病原体とするインフルエンザであつて、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

二 再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであつてその後流行することなく長期間が経過しているもの)

(定義)

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2 (略)

3 この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 四 (略)

(新設)

4 (略)

5 この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 六 (略)

七 鳥インフルエンザ

八 十一 (略)

6 この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く。)

二 九 (略)

(新設)

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなつたウイルスを病原体とするインフルエンザであつて、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

のとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

8| この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型コロナウイルス等感染症を除く。）であつて、第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

9| 12| (略)

13| この法律において「特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型コロナウイルス等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。

14| この法律において「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症、二類感染症又は新型コロナウイルス等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

15| この法律において「第二種感染症指定医療機関」とは、二類感染症又は新型コロナウイルス等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

16| 22| (略)

23| この法律において「四種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であつて、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。

- 一 インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルス（血清型がH2N2、H5N1若しくはH7N7であるもの（新型コロナウイルス等感染症の病原体を除く。）又は新型コロナウイルス等感染症の病原体に限る。）
- 二〇十一 (略)

（指定感染症に対するこの法律の準用）

7| この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症及び三類感染症を除く。）であつて、第三章から第六章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

8| 11| (略)

12| この法律において「特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者又は一類感染症若しくは二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。

13| この法律において「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

14| この法律において「第二種感染症指定医療機関」とは、二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

15| 21| (略)

22| この法律において「四種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であつて、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。

- 一 インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルス（血清型がH2N2、H5N1又はH7N7であるものに限る。）
- 二〇十一 (略)

（指定感染症に対するこの法律の準用）